

# 債権管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

公募型プロポーザル方式により債権管理システム構築業務の受託候補事業者の選定を行うにあたって必要な事項を定める。

## 2 業務内容

### (1) 業務名称

債権管理システム構築業務委託

### (2) 業務実施場所

受託者が指定する場所

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (4) 業務内容

広域連合で取り扱う債権に係る請求業務や督促・催告、滞納管理等を適正かつ効率的に行うため、事務の軽減や請求から滞納管理までの一貫した管理を目的としたシステムの構築を実施する。

### (5) 一般的事項

ベースとなるシステムは導入実績から安定性、信頼性が担保されたものであること。操作においては専門知識を持たない広域連合職員でも使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性に優れていること。

### (6) 業務の範囲

システム導入に至るまでの、カスタマイズ、仕様確認作業、動作環境の構築、導入テスト、操作研修等に係る一切の業務についてとする。

### (7) その他

- ・業務の実施に際し、連絡体制、業務体制等の確立を図り、当広域連合承認のうえ開始すること。
- ・広域連合と緊密な連携のもとに運用管理を進めること。

### (8) 業務委託に係る提案上限額

25,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額を超えた見積金額の提案は無効とする。

### 3 日程（予定）

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

日時又は締切日	内 容
令和6年6月25日（火）	参加表明書提出期限
令和6年6月25日（火）	質問書提出期限
令和6年7月2日（火）	参加資格確認結果通知期限
令和6年7月2日（火）	質疑に対する回答期限
令和6年7月9日（火）	提案書等提出期限
令和6年7月18日（木）	プレゼンテーション
令和6年7月26日（金）	提案等選定結果通知及び 受託候補事業者の確定

※変更がある場合があります。その場合は事前に通知します。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人税、消費税等租税を滞納していないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務の参加申込前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 地方公共団体又はその他これに準ずる団体等において、過去5年度（令和元年度～令和5年度）に、債権管理システム構築業務または保守業務を受託した実績があること。
- (6) 埼玉県競争入札参加資格を有していること。
- (7) 埼玉県又は埼玉県内の市町村において、指名停止措置の期間中でないこと。
- (8) プライバシーマーク、ISO27001（情報セキュリティリスク評価）を取得していること。

## 5 参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の通り参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・「4 参加資格」（5）の実績を証明する契約書類等の写し  
（金額はマスキング可）

### (2) 提出方法

郵送又は持参

### (3) 提出期限

令和6年6月25日（火）午後5時（必着）

### (4) 注意事項

- ① 消印が提出期限内であっても、提出先に提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
- ② 提出先は「埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課審査担当（埼玉県浦和合同庁舎4階）」とする。  
上記の①、②の注意事項を「8 提案書等の提出」及び「9 参加の辞退」についても適用する。

## 6 参加資格の確認結果

参加表明書を提出した事業者全員に対して、電子メールにより参加資格の確認結果を令和6年7月2日（火）までに通知する。なお、電子メールの送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

## 7 質疑及び回答

公募型プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年6月25日（火）午後5時

### (2) 質問方法

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、電子メールによる随時受付を行う。  
提出先は「14 提出先及び問合わせ先」に記載されたメールアドレスとする。

公募型プロポーザル実施期間中の質問行為は上記の方法のみ可能とし、業務担当課に直接質問することは認めない。

### (3) 回答期限

令和6年7月2日（火）午後5時

#### (4) 回答方法

回答は、各事業者から提出された質問事項を取りまとめ、質問事業者名を伏せた上で、上記の回答期限までに質問回答書として提案参加事業者にメールで送付する。なお、送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

### 8 提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を表明したものは、次のとおり提案書等を提出すること。

#### (1) 提出書類

提案書及び見積書等を、債権管理システム構築業務委託提案書等作成要領に従って作成し、紙媒体で正本1部、副本8部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）で1部提出すること。

ただし、提出書類の正本には全て社印及び代表者印を押印すること。

#### (2) 提出方法

郵送又は持参

#### (3) 提出期限

令和6年7月9日（火）午後5時（必着）

### 9 参加の辞退

公募型プロポーザルに参加を表明していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

#### (1) 提出書類

辞退届（様式第6号）

#### (2) 提出方法

郵送又は持参

#### (3) 提出期限

令和6年7月9日（火）午後5時（必着）

### 10 選考方法

提出された提案書等について、審査（プレゼンテーション）を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。評価にあたっては、表1のとおり総合評価点を算出する。

表1 各評価点の詳細

評価点	詳細	点数配分
内容点	1. 業務実績等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤及び事業実績</li> <li>・後期高齢者医療、標準システムに対する理解及び適応度合</li> </ul> 2. 提案内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作性、視認性、機能性</li> <li>・制度改正等に伴う対応の可用性</li> <li>・ソフトウェアの安全性、信頼性</li> <li>・構築及び導入までのスケジュール、構築工程における体制</li> <li>・個人情報保護などのセキュリティ対策</li> <li>・保守及び運用のサポート体制</li> <li>・旧債権管理システム（Access）からのデータ移行</li> </ul>	80点
価格点	・見積書記載額を一定のルールに基づいて点数化したもの	20点
総合評価点	内容点及び価格点の合計点	100点

(1) プレゼンテーション

① 実施方法

提案書等を提出した事業者による企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。

② 実施予定日

令和6年7月18日（木）

※日時については改めて通知する。また、実施予定日についても変更が生じた場合は事前に通知する。

③ プレゼンテーションの時間は説明20分、質疑15分を予定している（準備・撤収は開始・終了時刻の前後5分以内とする）。

④ 説明は提案書をもとに実施すること。

⑤ プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。

⑥ プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者が用意すること。この際、あらかじめ前日までに当広域連合担当者に連絡し、了解を得ること。

⑦ プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。提案書の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

⑧ 評価者が特にシステムの操作性、視認性、操作性を評価できるよう工夫すること。（デモ機による実演、スライド資料を効果的に使用するなど）

(2) 受託候補事業者の確定

- ① 総合評価点の最も高い者を受託候補事業者とする。
- ② 総合評価点の最高得点が2者以上ある場合は、原則として内容点が高い者を選定する。  
さらに、内容点が高点の場合は、審査員の協議により、受託候補事業者を決定する。
- ③ 受託候補事業者となるべき者の見積金額によっては、その者により契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、著しく不相当であると認められるときは、業務仕様書の要件を満たした提案書等を提出した者のうち、総合評価点の最も高い者を受託候補事業者とする。
- ④ 受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の総合評価点を取得した者を受託候補事業者とする。
- ⑤ 提案事業者が1者のみの場合であっても再公告を行わず、その1者の審査を行い、総合評価点が満点の6割を超えた場合は受託候補事業者とする。

### (3) 選定結果

受託候補事業者に対しては、参加表明書(様式第1号)に記載された担当者あてに文書で通知する。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じない。

### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、提出された提案書等の全て及び契約を無効とする。

- ① 提出した書類に虚偽の記載をした場合
- ② 「4 参加資格」に規定した要件を満たさなくなった場合
- ③ 審査の透明性及び公平性を害する行為があった場合
- ④ 上記①から③の項目のほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

## 11 契約の締結等

受託候補事業者の提案内容を再確認し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書を作成する。その仕様書に基づき、受託候補事業者から再度見積を徴取する。その見積金額に基づき契約を締結する。ただし、受託候補事業者との協議が整わない場合は、次点の事業者と同様の事を行う。

## 12 契約保証金

契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めるものとする。

ただし、埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年4月1日規則第10号)第6条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

## 13 その他

- (1) 提案書には社印及び代表者印、また見積書には代表者印を押印のうえ提出すること。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出する提案書等に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) 埼玉県後期高齢者医療広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて知り得た情報については、第三者に漏えいすること、当広域連合の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。
- (5) 提出された提案書等は当広域連合で複写、配布する場合がある。
- (6) 提出された提案書等の書類は、この選定業務以外に提案者に無断で使用しないが、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年 8 月 10 日条例第 15 号）の規定に基づき情報公開の請求があった場合に情報公開の対象となることがある。

#### 14 提出先及び問合せ先

担当：埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課審査担当 柏谷

郵便番号：〒330-0074

住所：埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階

電話番号：048-833-3143（直通）

FAX：048-833-3472

メールアドレス：[kyuufu@saitama-koukikourei.jp](mailto:kyuufu@saitama-koukikourei.jp)